

新潟県立月ヶ岡特別支援学校見附分校
令和6年度 いじめ防止基本方針（行動計画）

【策定の根拠】

いじめは、それを受けている生徒の生命及び財産の侵害、当該生徒の家族をも巻き込む重大な違法行為となることを再度認識し、すべての教職員が以下のいじめ防止に向けた基本理念を共通理解し、学校の内外を問わずその発生を防止するとともに、発生した場合には毅然たる態度と適切な指導及び関係者への対応を行い、一刻も早い事態の解決に向けて一丸となって努力する必要がある。すべての教職員がいじめ問題の認識と未然防止や解決に向けて、同じ姿勢で取り組むために、「月ヶ岡特別支援学校見附分校いじめ防止基本方針」を策定する。

（基本理念）

- ① 生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを見逃したり、放置したりしないようにするために、生徒の実態を考慮するとともに、心身への影響等も踏まえていじめの防止対策を行う。
- ③ いじめの防止対策は、生徒の生命と心身の保護を重点として認識し、関係者の連携により、いじめの問題の克服を目指して行う。

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ・不登校等対策委員会

いじめ問題の未然防止・早期発見・早期解決のための「いじめ・不登校等対策委員会」《定期開催学期に1回又は随時》を組織する。

ア 委員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事（養護教諭）

イ 実施する取組

1) 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査

- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 要配慮生徒への支援方法決定 等

2) 早期発見対策

- ・ いじめの状況把握のための生活アンケートの実施と結果の分析、共有
- ・ 情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有 等。

3) いじめ認知時の対応

- ・ 関係のある生徒への事実関係の聴取
- ・ 保護者、県教育委員会、関係機関への報告
- ・ 指導方針の決定、指導体制の確立 等

ウ 取組の改善

本委員会において、「月ヶ岡特別支援学校見附分校 いじめ防止基本方針」を始めとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効性あるものとなるよう改善を図る。

(2) 校内研修

- ① いじめに関する全教職員対象の校内研修会を毎年1回以上実施する。
- ② いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年複数回実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

全ての教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

① 学級づくり及び各教科・自立活動・総合的な学習の時間の充実

ア 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに認め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

イ 「自信がもてる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮

した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道德教育の充実

ア 道德教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、生徒の道德性を育成する。

イ 人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道德性を育成する。

③ 特別活動の充実

ア 望ましい集団活動を通して、適切なコミュニケーションや人間関係を育てる。

イ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動など様々な体験活動の充実を図る。

ウ 特別活動において、校内でいじめ根絶を呼び掛ける運動や、生徒の主体的な活動を推進する。

④ 人権が守られた学校づくりの推進

ア 生徒一人一人が、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して指導する。

イ 自らの言動が他者を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、「いじめ防止学習プログラム」を活用するなど生徒への指導に細心の注意を払う。

⑤ 保護者・地域との連携

ア P T A総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を促し、いじめ問題について保護者と共に学ぶ機会を設定する。

イ 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

ウ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

② 個々の生徒の実態に応じ、適切に理解した上で指導に当たる。

(4) ネットいじめへの対応

- ① 携帯電話、スマートフォン等は、校内での使用を禁止する。（登下校等の連絡のみとする。）
- ② 生徒の実態に応じ、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- ③ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、保護者と連携して情報機器に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、子どもが示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- ② 「学年会」などで「情報交換会」を設定し、必要に応じて気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③ 生徒・保護者・学級担任による三者面談等を活用し、教育相談週間を設定する。
- ④ 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- ⑤ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑥ 生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

4 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

- ① いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。

- ② いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

いじめ対策委員会が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

(3) 生徒・保護者への支援

- ① いじめを受けた生徒の保護者及びいじめをしている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④ いじめを解決する方法については、いじめを受けた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥ いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働き掛け

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気をもつように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、生徒指導課や特別支援教育推進室と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決したものとし、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の生徒及び周りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として当校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめを受けた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。